

第29回 佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【市長挨拶】

幸いにも、9月の佐賀市内での感染報告は1件と落ち着きつつある状態である。

今後は、インフルエンザの流行期にもなるため、油断せずに業務に取り組んでいかなければならない。

市民の皆さんの感染予防については、今までも繰り返しお伝えしてきた「3密の回避」「マスクの着用」「手洗いの励行」を継続して訴えていくほかない。

現在も引き続き心配しているのは、市内の経済状況に関してである。事業を営んでいる方々は、まだまだ心配が尽きないと思う。また、事業者の経営のみではなく、被用者の雇用に関しても厳しい状況に直面している。新卒者の採用（雇用）状況も悪化しているとの報道もあり、経済・雇用ともに心配しているところである。

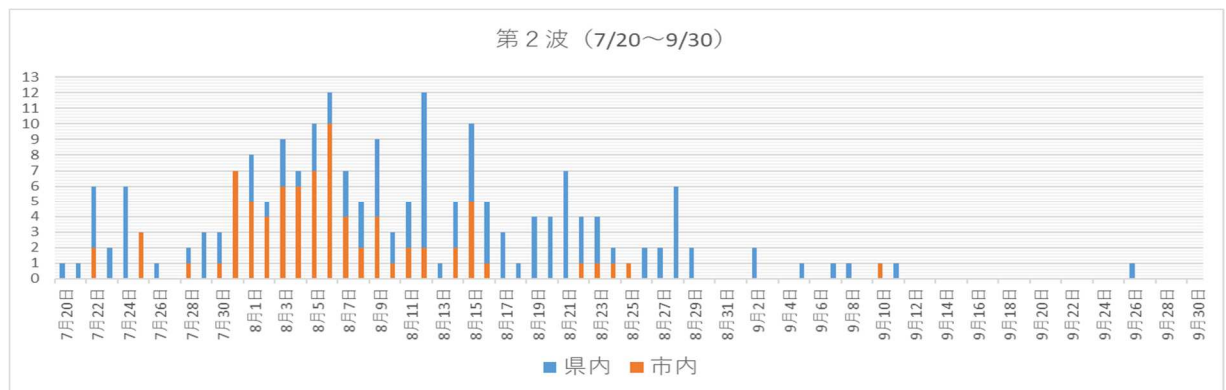
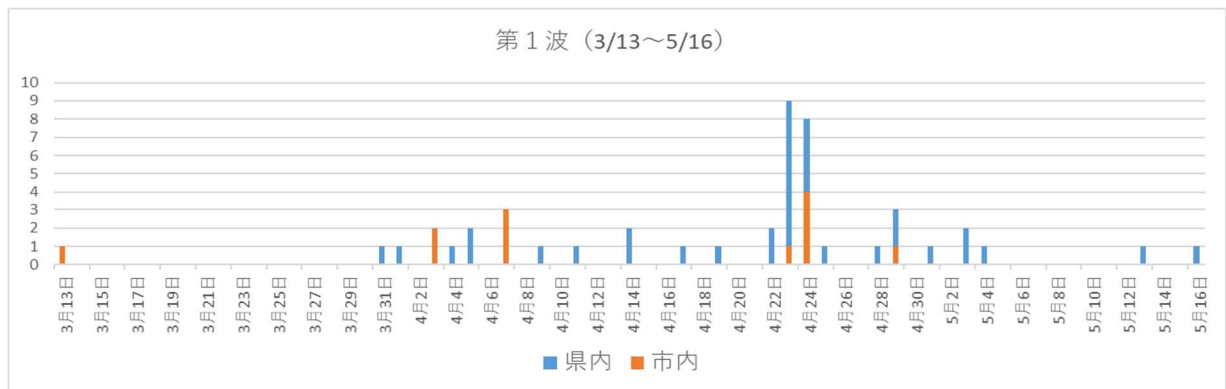
感染防止には、十分な配慮をしながら、夜の飲食店などの利用もして、佐賀市の活性化につなげていかなければならないと感じている。

【主な確認事項】

（諸報告）

（1）佐賀市における感染者の発生について

県内		市内	
全体	245	全体	92
第1波	47	第1波	12
第2波	198	第2波	80



## **(2) 市職員の感染事例について**

- ・ 8月13日に佐賀市職員の新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された。
- ・ 本件に関しては、その他の市職員については、濃厚接触者にあたらないことが確認された。
- ・ ホームページ及び報道機関等への公開は、即日実施している。

## **(3) 11月末までの催物の開催制限等について**

- ・ 9月11日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知により、催物（イベント等）の開催制限等の基準が変更された。
- ・ 基本事項としては、『「人数上限」及び「収容率要件」による人数のいずれか小さい方を限度』とされているが、イベントの類型によっては、細かな条件が付されている。

## **(4) 国の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について**

- ・ 国の対策本部会議で、今後の取組の方向性が決定された。
- ・ 「治療の方向性」としては、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化される。また、「季節性インフルエンザの流行期への備え」として、検査体制、医療提供体制を確保・拡充を目指すこととされた。
- ・ 今後の取り組みとして
  - ①感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
  - ②検査体制の抜本的な拡充など大きく7項目が示されている。

## **(5) 予防啓発ポスターの活用について**

- ・ 8月、帰省客が見込まれる盆前の時期に、空港、駅などの交通機関をはじめ、市内の各種施設等1,000カ所以上にポスターを掲示した。
- ・ 感染予防のラッピングバスも3台運行中。

## **(6) 新型コロナウイルス対策事業（第4弾）の検討について**

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る検討を要する事業（12月補正予算計上）について、しっかり検討する様、再度指示。